

2018年度（平成30年度）事業計画

期 間 自 2018年6月 1日
 至 2019年5月31日

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会
（全労済協会）

I. 事業方針

雇用問題や少子・高齢化問題など勤労者の置かれている生活環境が厳しさを増す中で、職場においては非正規労働者の処遇改善や長時間労働の是正など「働き方」の改革が進められようとしています。全労済協会では、これら時代の動向も見据えながら、勤労者の生活・福祉の向上と発展のために「シンクタンク事業」と「相互扶助事業」に取り組むとともに、2025年に終了予定の公益目的支出計画を踏まえ、昨年度より開始した今後の「全労済協会のあり方」についての検討を引続き進めます。

2018年度も、豊かで安心できる社会づくりに貢献できるよう「絆を紡ぎ未来を奏でる勤労者ネットワークの構築」の実現を目指し、精力的に活動を行っていきます。

1. シンクタンク事業

勤労者を取り巻く情勢を踏まえ、公益目的支出計画として認可された事業に基づき、研究者や研究機関等とも連携をはかりながら、勤労者福祉・共済に関する調査研究を進め、その成果を勤労者の生活向上、生活の安定化に繋げるように広く発信していきます。

2. 相互扶助事業

法人火災共済保険や法人自動車共済保険の普及、推進を通して、事業活動を担保する団体財産の保障を充実させるとともに、自治体慶弔共済保険の推進活動を通して、中小企業等で働く勤労者の福利厚生向上をサポートします。

また、認可特定保険業開始から5年が経過したことから、契約団体からのニーズを踏まえ商品改定等の検討を開始し、相互扶助事業の基盤強化に努めます。

3. 法人運営

長引く低金利環境を踏まえ、効率的かつ効果的な資産の管理、運用に取り組むとともに、法令に則った健全な法人運営や事務局の活性化に努めます。また、全労済とも連携しながら今後の全労済協会のあり方について検討を深めていきます。

Ⅱ. シンクタンク事業【公益目的支出計画における実施事業】

2018年度も公益目的支出計画を踏まえ、「勤労者福祉および労働者共済運動の発展に寄与する『勤労者ネットワーク』の構築」を目指してシンクタンク事業の活動を展開します。

さらに、協同組合や勤労者の生活・雇用・福祉・共済等の発展に資する活動を展開する関係諸団体との連携を深め、各団体の活動への相互理解と「協同」の輪をさらに広げる活動をすすめます。

<継続事業 1 >

勤労者の生活の向上を図るために勤労者福祉・共済に関する調査研究を実施するものであり、研究成果を広く発信することにより、勤労者生活向上に寄与する点において、「勤労者福祉の向上を目的とする事業」です。

1. 勤労者の生活・福祉・共済に関する調査・研究および刊行物の編集・発行等に係る事業

勤労者の生活の向上を図るために勤労者福祉・共済に関する調査研究を実施し、研究成果を広く発信することにより、勤労者生活向上に寄与することを目的とします。

(定款第4条第1項第1号ア)

(1) 調査・研究

1) 勤労者福祉研究会

学識経験者等で構成された研究会を設置し、勤労者の生活・福祉に関するテーマで様々な角度から総合的に研究し、勤労者福祉の普及・啓発に貢献するため、これらに関する専門的な研究および調査を行います。

ア) 「これからの働き方研究会」

勤労者、とりわけ若年層に向けて「働く」をテーマに 2017 年度から継続する活動です。2018 年秋の成果書籍発刊と東京シンポジウム等を通じた研究成果の普及につなげます。

イ) 新たな研究会設置の検討

2018 年秋以降の新たな研究会設置を視野に入れた検討を行います。

2) 課題別調査研究／各種研究調査活動

共済・協同組合関連や勤労者の生活・福祉、社会保障等に関する個別課題を研究テーマとして勤労者・消費者の視点に立った研究を行い、勤労者福祉の普及・啓発に貢献するため、これらに関する基礎的な研究や、具体的な研究を行います。

ア) 「つながり暮らし研究会」

都市部におけるコミュニティの再生や地域連帯のしくみ再構築をテーマに 2018 年 1 月に研究会を立上げ、調査・研究活動をすすめています。年内は構成各委員の研究発表を中心に研究をすすめる、2019 年 1 月以降は成果書籍執筆を中心に活動予定です。

イ) 協同組合・生協共済の研究

生活協同組合や共済・保険を研究する関係諸団体の研究会等に参画し、協同組合間連携の今後のあり方等について探求をすすめるとともに、2019 年度以降の新たな課題別研究会設置を視野に入れた検討作業をすすめます。

3) 勤労者生活実態調査（アンケート調査等）

勤労者を対象に「勤労者の暮らしむき（生活）」・「協同組合に対する認知・理解及び社会的繋がり」や「共済・保険等の保障」等に関する意識調査を実施し、その成果の普及をめざします。

ア)「共済・保険に関する意識調査」

2017年12月に実施した意識調査の結果について2018年7月を目途に報告書をまとめ、関係諸団体の活動に資する情報提供を行います。

イ)「勤労者の生活意識と協同組合に関する調査」

2016年度に実施した「勤労者の生活意識と協同組合に関する調査」を今年度も実施します。税制改正や社会保障制度の改定が予定されるなか、時宜を得た調査につなげます。

(2) 情報発信

全労済協会の活動や各種研究成果等を広く情報発信するにあたり、一層の利便性向上と効果的な資源投資の視点も踏まえた検証を行い、今後の活動につなげます。

1) 刊行物の編集・発信等（研究成果の発信）

各調査研究会やシンポジウム・講演会等の成果報告書を作成し、関係諸団体への提供ならびに広報誌・ホームページ等のツールを用い一般の個人・団体へも広く情報提供を行います。

2) 情報発信

シンポジウム・研究会等の成果をマス媒体やホームページを活用し、より広く一般市民に発信します。

ア) マス媒体による情報発信

イ) WEBツール（メールマガジン等）を活用した情報発信

ウ) 全労済協会ホームページを活用した情報発信

3) 広報誌の発行

つぎの広報誌について、従来の配布先（関係省庁、自治体、労働組合、サービスセンター、事業団体、全労済グループ等）を拡大し、誌面の充実やホームページとのリンクを強化することで、外部への発信機能を強化します。

また、利便性向上の観点から、より効果的な情報発信を行います。

ア) 広報誌「Monthly Note（全労済協会だより）」（月次発行）

イ) 季刊誌「ウェルフェア」の刊行

ウ) プレスリリースによる情報配信（随時）

エ) 全労済協会ファクトブック・全労済協会ガイド

2. 勤労者の生活・福祉・共済に関する各種講演会、研修会、相談等の開催のための事業

勤労者の生活の向上を図るために勤労者福祉等に関する各種講演会、研修会等を開催し、研究成果や生活に資する情報・方向性等を広く発信することにより、勤労者の生活向上に寄与することを目的とします。
(定款第4条第1項第1号イ)

(1) シンポジウム・講演会

勤労者福祉等に関するテーマでシンポジウム、講演会を開催します。

1) 東京シンポジウム

「これからの働き方研究会」の研究成果を広く情報発信するため、2018年10月に全労済会館スペースゼロにおいて東京シンポジウムを開催します。

2) 地方における講演会

地方における講演会開催の意義や、開催方法（開催時期、開催地・テーマ選定等）、運営方法等を含めて精査を行い、その結果を踏まえて今後の地方講演会のあり方について検討します。

(2) 勤労者教育研修会

中高年齢層の勤労者に対する支援事業として、職場における組合員の退職後の生活設計に備えた退職準備教育の普及・推進をはかるために、研修会の推進役となるコーディネーターの養成を目的とする研修会を開催します。

1) 退職準備教育研修会（コーディネーター養成講座）

2017年度に続き、参加者のニーズにあわせた「基礎研修」「フォローアップ研修」を東京(7月)・大阪(11月)で開催します。研修会の主目的である「コーディネーター養成」をより明確にしたネーミングや研修内容とします。

3. 労働者共済運動に関する指導・連絡調整のための事業

健全な労働者共済運動の発展に向けた事業のあり方、共済活動等についての研究を協同で行い、研究会参加各団体をはじめとした労働者の福利厚生の上に向けた活動や制度の改善・充実に役立ていただくことを目的とします。（定款第4条第1項第1号オ）

(1) 労働者福祉研究活動

1) 労働者共済運動研究会

自主共済を実施する産別団体と当協会による「労働者共済運動研究会」を開催し、労働者福祉における共済の果たす役割について、さらに調査・研究を深めます。

ア) 労働者共済運動研究会

2018年度も個別の研究テーマについて研究会を開催するとともに、今後の研究会のすすめ方等に関する課題検討を行います。

2) その他団体との連携

労働者共済や生協共済に関わる関係他団体との連携に努めるとともに、今後の共済のあり方を見据えた研究を行います。

<継続事業2>

勤労者の生活の向上を図るために、勤労者福祉・共済に関する研究を行っている研究者及び研究団体等を助成し、研究成果を広く発信することにより、勤労者福祉・共済・協同組合等の研究者層の育成・拡充並びに同目的で海外で活動する団体との連携・支援に寄与するとともに、勤労者の生活の安定を図るため自然災害等による被災者救済に向けた国・自治体への要請活動及び政策提言などの支援活動を目的とする事業です。

4. 勤労者の生活・福祉・共済に関する研究支援のための事業

勤労者の生活の向上を図るために勤労者福祉等に関する各種研究を行っている若手研究者を中心とした公募委託・客員研究を通じ研究成果を広く発信、大学への寄付講座によるこれからの世代に対する相互扶助思想の啓発を行うことにより、勤労者の生活向上に寄与することを目的とします。（定款第4条第1項第1号ウ）

(1) 公募委託調査研究

若手を中心とした研究者への研究機会の提供・人材発掘を目的に、公募による調査研究の委託を行います。

1) 研究公募

上記目的を踏まえ、2018年度も新たな研究の公募委託を実施します。

2) 研究結果の報告

各研究成果を報告書（刊行物）にまとめ、広く情報発信していきます。

(2) 寄附講座の開設

大学に勤労者福祉に関する寄附講座を開設し、学生、一般市民に勤労者福祉・相互扶助思想の啓発・普及する活動に取り組みます。

1) 大学寄附講座

ア) 講座開設大学

2017年度同様、慶応義塾大学経済学部（5年目）、中央大学法学部（2年目）において、勤労者の福祉・雇用や社会保障をテーマとする寄附講座を実施します。

イ) 一般聴講枠

公益目的支出計画の趣旨に鑑み、両大学で開催される寄附講座への一般市民の受講機会の拡大に努力するとともに、協会ホームページ等を通じた情報発信を行います。

(3) 客員研究員制度

勤労者福祉に関わる研究を行う若手研究者への研究機会の提供と育成を目的に客員研究員を任用します。

1) 客員研究員の任用

2018年4月任用の客員研究員の育成にあたっては、「共済・保険」「協同組合」分野の学術的な観点からの支援を実施する機会を提供します。

(4) その他団体との連携

勤労者の福祉の向上および、勤労者の生活・福祉・共済に関する研究支援に資する他団体との連携に努めます。

- 1) 日本共済協会、連合総研、教育文化協会、日本協同組合連携機構（JCA）、生協総研等との連携による協同組合、相互扶助組織の活動の普及につながる取り組みについて検討を始めます。

5. 諸外国における勤労者福祉・共済活動に関する支援と国際連帯の促進のための事業

諸外国における勤労者福祉・共済運動に関する支援と国際連帯の促進のための事業を行い、当該国勤労者の労働条件や労働環境の向上に寄与することを目的とします。

（定款第4条第1項第1号エ）

(1) 国際連帯活動

諸外国における勤労者福祉・共済運動に関する調査を行い、当該国に望まれる労働者自主福祉事業に対する支援活動などの国際連帯施策の研究を行います。

1) 調査研究

海外における勤労者福祉・共済の実態把握や研究に努めます。

2) 他団体連携による支援活動

ア) 共済事業の普及・推進支援

公益財団法人国際労働財団（JILAF）の活動への協力を通じて、日本における労働者自主福祉活動の紹介等、支援各国における共済事業の普及・推進を支援します。

a. 草の根活動支援（SGRA）への協力

- ・ネパール …… 2018年10月予定
- ・タイ・ラオス …… 2018年11月予定
- ・タイ（政労使代表者会議）…… 2019年2月予定

b. 招へい事業参加者の受入れ

- ・ユース非英語圏（タイ・ベトナム） …… 2018年6月予定
- ・バングラデッシュ・モンゴル …… 2018年9月予定

・アフリカ英語圏 …………… 2018年11月予定

イ) 関係機関との連携

公益財団法人国際労働財団をはじめとした関係機関の国際的活動に対して協力・支援を行います。

6. 自然災害等による被災者救済のための支援事業

自然災害等による被災者救済の活動については、自然災害被災者支援促進連絡会を中心に、「被災者生活再建支援法」に関連し、法制度やその他の非常時の備えによる、勤労者の生活の安定に向けた諸活動に取り組みます。(定款第4条第1項第1号カ)

(1) 自然災害被災者支援促進連絡会の活動

大規模災害に備えた情報交換や災害発生時の連携を目的に、幹事団体(連合・日本生協連・兵庫県)や自然災害議連等との関係を強化していきます。

- 1) 連絡会における幹事団体との緊密な連携
- 2) 自然災害議連との連携
- 3) 内閣府(防災)および全国知事会との関係強化

(2) 調査研究

災害対策に係る学会や研究者とも協力しながら被災者支援、事前復興策等の研究を進め、具体的な対応に向けて連絡会や議連との連携を図ります。

- 1) 被災者生活再建支援法に関する調査研究
- 2) 調査報告書等の出版物の刊行
- 3) 調査結果についての関係団体を含めた広範囲への周知

(3) 被災者支援

- 1) 大規模災害への対応

大規模災害時に被災者への各種支援活動や、被災地自治体への寄付金等の取組を行います。

Ⅲ. 相互扶助事業

元受事業である認可特定保険業の推進を中心として新規契約の獲得と既契約の維持に引き続き取り組みます。あわせて事業の安定的な運営の観点から、事務および保険金支払の更なる効率化に向けて必要な対応を進めます。

1. 事業体および制度内容の継続的な周知活動

全労済協会の認知度向上と制度の周知・徹底に向けて以下の活動を行います。

(1) 産別・広域労組(単組)への制度提案

重点産別等を設定し、重点産別を中心に制度提案および説明会の開催要請と、各単組へのアプローチを一連の活動とし、計画的に取り組みを展開します。

(2) 全労済協会の関係する諸団体への制度提案

全労済をはじめ労働金庫など関係諸団体（労働金庫協会、労福協、連合等）との連携を図り、未加入団体への制度提案・要請を着実に実施し、未加入団体解消に向けた取り組みを強化します。

(3) 対面による推進強化

新規加入団体への推進強化を図るため、対面による推進（関東近郊を中心）を基本に団体のニーズを踏まえた提案・要請を行います。

(4) ホームページ上での継続的な制度告知と利便性の向上

2017 年度初めに改修したホームページからの問い合わせ内容についての検証に基づき、更に効果的な推進チャネルとしての活用に向けた取り組みを行います。

(5) Monthly Note（全労済協会だより）による告知

火災・自動車共済保険の制度告知を中心とした内容の誌面構成を再検討し、未加入団体に対しての推進活動に繋がれるよう工夫した誌面にします。また、重点産別およびその構成単組への配布を行い、Monthly Note の効果的な活用を図ります。

2. 認可特定保険の普及・推進活動の展開

全労済グループおよび全福センター等と連携した推進活動を展開し、福祉事業団体・各産別・広域労組(単組)への積極的な推進をはかり、新規契約獲得と既契約のグレードアップに努めます。

(1) 全労済グループとの連携

全労済グループ内の未加入事務所の解消と全労済加入団体で全労済協会未加入団体への提案・要請を行い「新規加入」に繋がっていきます。

- 1) 全労済グループ内の諸会議を通じ、全労済協会の実施している共済保険制度の認知度を高め、団体紹介による新規加入の推進強化を図ります。
- 2) 全労済グループ内の法人火災共済保険の未加入事務所をリストアップし、全事務所加入を目指し、要請・提案を行います。

(2) 産別・広域労組および関係諸団体との連携による推進活動

加入状況を分析のうえ、重点団体を選定し、当協会の理事・評議員、関係諸団体との連携を強化しながら推進活動を展開します。

1) 産別・広域労組(単組)・協力団体への推進

加入状況を分析のうえ重点団体を設定し、評議員・理事団体にご協力をいただき、推進活動を以下のとおり展開します。

ア) 設定した重点団体（5 団体程度）への提案・要請します。

イ) 執行委員会等における説明の機会を要請します。

ウ) 各単組・支部からの見積依頼書の提出率アップを図るため、対面・電話等による説明を着実に実施し、新規加入の推進強化を図ります。

2) 関係諸団体への推進

関係諸団体との連携を強化するとともに、未加入事業団体をリストアップし、横断的推進活動を展開していきます。また、リストアップした団体に対し、提案・要請を計画的

に行い未加入団体の解消を目指して取り組みます。

(3) 全福センターとの連携による新規団体の獲得に向けた対応

全福センターと連携し、既加入サービスセンターへの保障拡充の提案および未加入サービスセンターへの推進活動を行います。

- 1) 全福センターとの定例会議等で連携強化を図ります。
- 2) 東・西ブロック会議への出席を継続するとともに、地域会議への参加要請を行い、既加入サービスセンターへの保障拡充と新規団体の獲得を図ります。
- 3) 未加入サービスセンターへのDM推進（ダイレクトメール）や全福センターとの帯同推進による提案・要請を実施します。

(4) 新規加入団体および既加入団体への対応

新たに加入した団体へのフォロー対応や、既加入団体への複合制度利用の推進、未継続対策の強化など、契約継続率の向上と保障のグレードアップ活動に取り組みます。

1) 新規加入団体への対策

法人火災共済保険および法人自動車共済保険に新たに加入した団体への加入御礼等のフォロー対応を行い、継続率向上に繋がります。

2) 既加入団体への対策

ア) 未継続および解約の防止対策

対面や電話等による事前防止対応と未継続・解約団体に対して、ニーズを踏まえた再加入のおすすめを行います。

- a. 解約理由にあわせた適切・迅速な対応（車両保障等の見積書提供等）を行い、解約防止に努めます。
- b. 未継続・解約団体に対し、満期日・解約日から10ヶ月以内に再加入のご案内を送付するとともに対面や電話等によるフォロー対応を進め、再加入に向けた取り組みを実施します。

イ) フォロー対応とグレードアップ推進

既加入団体に対して、フォローハガキの取り組みと併せ法人火災共済保険を中心に万一のときの安心を提供するため、現在の保障内容の確認と適正な保障（加入限度）を提案し、保障の見直しによるグレードアップ推進を実施します。

ウ) 複合利用の推進対策

法人火災共済保険または、法人自動車共済保険のみ実施している団体に対して、複合利用促進を図るため、DM(ダイレクトメール)等による推進を行います。

また、DM実施後2週～3週の間を目途に対面・電話等でのフォローを実施し、複合利用の利用率向上を図ります。

3. 代理店業務について

認可特定保険業の補完制度として、引き続き各協力団体への必要な保障の提供と適切な事務処理を行ってまいります。

4. 保険金支払業務について

保険金支払業務は、迅速かつ正確な業務が求められることから、現行の支払業務を引き続き検証し、更なる効率化に努めます。

(1) 業務改善について

保険金請求・支払業務の問題点や課題を整理し、職員のスキルアップをはかるとともに、効率的かつ効果的な業務改善に向け取り組みます。また、苦情等が発生した際には迅速な対応を行うとともに再発防止対策を徹底します。

＜主な課題と対応＞

- 1) 各サービスセンターからの請求等に伴う頻度の高い質問に対するQ&Aを作成します。
- 2) 請求書類発送時に注意喚起をご案内し、請求時における書類不備縮減を図ります。
- 3) 認定関係のスキルアップ研修会を開催し、正確な認定業務と迅速化を測ります。

(2) 保険金の支払について

保険金支払処理日数のあり方について、事務手続き等の検証を進めます。

5. 相互扶助事業の基盤強化に向けて

認可特定保険業を開始して5ヵ年が経過したことから、更なる事業の安定・拡大を目指し、商品改定等の検討を行い、相互扶助事業の基盤強化に努めます。

(1) 商品改定について

2019年6月を目途に法人火災共済保険、法人自動車共済保険の商品改定を目指します。

＜主な改定内容＞(予定)

- 1) 法人火災共済保険(オフィスガード)の一部保険金額増額等
- 2) 法人自動車共済保険(ユニカー)の対物超過費用導入等
- 3) 民法(債権法)改正に伴う遅延損害金に関する表記変更
- 4) 反社会勢力対応のための暴排条項の導入

(2) 審査・裁定委員会について

現行の審査・裁定委員会の位置づけ、今後のあり方等の課題について整理します。

(3) 新たな推進チャネルについて

新規契約獲得、既契約団体の利用拡大に向けて、ホームページを活用した新たな推進チャネル等を検討します。

6. 推進・管理システム改定

(1) システム改定

契約管理システム等の改修に取り組み、業務の効率化をはかります。

＜主な改修内容＞

- 1) 火災の3年契約に対応できるシステム改修
- 2) 全車両一括契約に対応できるシステム改修
- 3) 慶弔の月次異動登録の簡便化に対応できるシステム改修

(2) 推進支援ツールの作成

加入状況・加入実績をスムーズに作成できる補助ツールを作成し、正確な事務と事務処理の効率化を図ります。

7. 実績目標

		法人火災	法人自動車	自治体慶弔	代理店契約	合計
契約件数	2018年5月末実績 (見込み)	3,959	3,397	691,515	—	698,871
	2018年度目標	4,059	3,417	728,515	—	735,991
	純増	100	20	37,000	—	37,120
	増加率(%)	2.5%	0.6%	5.1%	—	5.0%
収入保険料	2018年5月末実績	46,322,898	93,240,568	1,395,069,863	33,500,000	1,568,133,329
	2018年度目標	67,067,942	93,789,526	1,398,069,863	10,000,000	1,568,927,331
	純増	20,745,044	548,958	3,000,000	-23,500,000	794,002
	増加率	44.8%	0.6%	0.2%	-70.1%	0.1%

(1) 上記の目標数値は、2017年度実績および事業経費予算額の確定に基づいて変動します。

(2) 法人火災共済保険の収入保険料の増加幅が大きいのは、法人火災共済保険の3年契約の保険料が2017年度7,427,488円から2018年度19,690,216円と増加することによるものです。

(3) 代理店契約の手数料は年度単位になります。

IV. 法人運営

法令等に則り、内外の情勢を踏まえながら効率的で健全な法人経営、人的管理に努めます。

1. 効率的かつ効果的な経営管理と資産管理

低金利情勢等も踏まえ、ムリ・ムダの無い資産の管理、運用の効率化に取り組みます。

(1) 労働金庫との関係強化

共済保険の推進と資金の堅実運用に向けて、各労働金庫との関係強化を進めます。

1) 政策預託の実施

共済保険部と連携しながら、契約実績に応じた大口定期による預け入れを行います。

(2) 予算の効果的執行と管理

費用対効果を意識した予算計画・予算執行を進め予算の管理を徹底します。

- 1) 固定費の削減
賛助活動の点検や贈答活動等の見直しをはかり、固定費の削減に繋がります。
- 2) 予算管理
予算執行の”見える化”をはかり、各部門における予算管理を徹底します。
- 3) 資産運用
国債・地方債などの債券を中心に安全・確実な資産運用を行います。

(3) 税務課題への対応

2019年に予定されている消費税増税の経営への影響等について、顧問税理士とも連携しながら調査を進めます。

- 1) 予算計画シミュレーション
印紙税や源泉税等への影響も含め、増税後の予算シミュレーションを行っていきます。

(4) 個人情報の適正な管理

法令に基づき、個人情報、マイナンバー情報の適正な取り扱い、管理を徹底します。

(5) 総務・経理業務の効率化

現行の管理システムの検証を行いながら機能の追加、業務の改善を進めます。

- 1) 経理システム・発送管理システムの機能改善
各システムの検証をすすめ、予算管理の効率化、諸表の精緻化、団体情報等の一元化に対応ができるよう、システムの機能改善に取り組みます。

2. 健全な法人運営の確保と広報活動の強化

内部統制を進めながら、全労済グループ基本3法人の一翼として、グループへの貢献と協力団体・研究者等への責任を果たしていきます。

(1) 監査の実施

外部監査、内部監査を通して、適切な事務局運営に向けた牽制機能を高めます。

- 1) 会計士・監事による業務監査
会計士、監事連携のもと中間期、決算期における外部監査を定期的実施します。
- 2) 職員による内部監査
各部門より監査担当者を選出し、上期、下期ごと他部門の業務内容の点検を行います。

(2) 会議の活性化

迅速な意思決定や、関係団体との連携強化に向けた会議の持ち方等の見直しをはかります。

- 1) 内部会議
機関会議の効率的な運営に向けて、下部会議等の構成・持ち方等の見直しをはかります。
- 2) 関係団体との連携
情報交換等を目的とした定期的な会議開催に向けて、関係団体との協議をすすめます。

(3) 広報活動・広報力の強化

当協会の存在・活動を広く知らしめるために、ホームページや広報誌等による情報発信・情報開示を強化します。

(4) 全労済協会のあり方の継続検討

全労済の中期経営計画（New-Zetwork）とも同期を取りながら、2017年度の「全労済協会あり方検討委員会」での検討を踏まえ、来る2025年の当協会の公益目的支出計画の終了を見据えた新たな事業領域や役割・機能の検討を引き続き進めます。

3. 事務局の活性化に向けた人事管理

ワークライフバランスの実現に向けて、個々人が活性できる職場づくりに取り組みます。

(1) 職場環境の点検

全労済と連携しながら職場の労働安全衛生に取り組みます。

1) 健康診断の受診と受診後のフォロー

定期健康診断の100%受診と対象者の二次検査、保健師指導を徹底します。

2) 時間外勤務と年休管理の徹底

時間外業務の必要性の有無や年休を計画的に取得できるよう労務管理を徹底します。

(2) 職場コミュニケーションの向上

部門間の連携を強化しながら、コンプライアンス意識の醸成と個々人を尊重し合える職場づくりに取り組みます。

1) コンプライアンスアンケートの実施

職員アンケートを実施し、職場実態の把握とともに必要に応じた改善をはかります。

(3) 適材・適所等を考慮した人事異動の実施

全労済とも連携し、仕事と生活の両立、資格や経験を生かせる人事異動・人事配置を進めます。

1) 定期異動

出向協定も鑑み、キャリア形成等を目的とした計画的な異動・配置に取り組みます。

(4) 教育研修の実施

個々人のスキルアップを目的に、勉強会や視察、外部セミナーへの参加、関係団体との交流等、業務に結び付く内・外の教育研修に取り組みます。

以上

